介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　　主　　　点　　　検　　　表

（令和5年度版）

訪　問　看　護

介　護　予　防　訪　問　看　護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)  名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

　　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

　　　この自主点検表は訪問看護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問看護についても指定訪問看護の運営基準等に準じて（訪問看護を介護予防訪問看護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

3　根拠法令等

　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成26年12月22日条例第63号） |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年12月22日条例第64号　） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成11年9月17日老企第25条厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| 平21厚労告83 | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号） |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 5 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 訪問看護の基本方針 | 5 |
| 3 | 介護予防訪問看護の基本方針 | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 看護師等の員数 | 6 |
| 5 | 介護予防訪問看護の人員基準 | 7 |
| 6 | 管理者 | 7 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 7 | 設備及び備品等 | 7 |
| 8 | 介護予防訪問看護の設備基準 | 8 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 8 |
| 10 | 提供拒否の禁止 | 9 |
| 11 | サービス提供困難時の対応 | 9 |
| 12 | 受給資格等の確認 | 9 |
| 13 | 要介護認定の申請に係る援助 | 9 |
| 14 | 心身の状況等の把握 | 9 |
| 15 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 9 |
| 16 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 10 |
| 17 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 10 |
| 18 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 10 |
| 19 | 身分を証する書類の携行 | 10 |
| 20 | サービスの提供の記録 | 10 |
| 21 | 利用料等の受領 | 10 |
| 22 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 11 |
| 23 | 訪問看護の基本取扱方針 | 11 |
| 24 | 介護予防訪問看護の基本取扱方針 | 11 |
| 25 | 訪問看護の具体的取扱方針 | 12 |
| 26 | 介護予防訪問看護の具体的取扱方針 | 12 |
| 27 | 主治の医師との関係 | 14 |
| 28 | 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 | 15 |
| 29 | 同居家族に対する訪問看護の禁止 | 16 |
| 30 | 利用者に関する市町村への通知 | 16 |
| 31 | 緊急時等の対応 | 16 |
| 32 | 管理者の責務 | 16 |
| 33 | 運営規程 | 16 |
| 34 | 勤務体制の確保等 | 17 |
| 35 | 業務継続計画の策定等 | 18 |
| 36 | 衛生管理等 | 19 |
| 37 | 掲示 | 21 |
| 38 | 秘密保持等 | 21 |
| 39 | 広告 | 21 |
| 40 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 21 |
| 41 | 苦情処理 | 21 |
| 42 | 地域との連携 | 22 |
| 43 | 事故発生時の対応 | 22 |
| 44 | 虐待の防止 | 23 |
| 45 | 会計の区分 | 25 |
| 46 | 記録の整備 | 25 |
| 47 | 電磁的記録等 | 25 |
| 第6 | 業務管理体制の整備 |  |
| 48 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 26 |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 49 | 訪問看護費の算定（訪問看護ステーションの場合） | 27 |
| 50 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 30 |
| 51 | 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い | 31 |
| 52 | 複数名訪問加算 | 31 |
| 53 | 1時間30分以上の訪問看護を行う場合 | 32 |
| 54 | 訪問看護費の算定（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携し  て訪問看護を行う場合） | 32 |
| 55 | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 33 |
| 56 | 緊急時訪問看護加算 | 33 |
| 57 | 特別管理加算 | 34 |
| 58 | ターミナルケア加算 | 35 |
| 59 | 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い | 36 |
| 60 | 初回加算 | 36 |
| 61 | 退院時共同指導加算 | 36 |
| 62 | 看護・介護職員連携強化加算 | 37 |
| 63 | 看護体制強化加算 | 38 |
| 64 | サービス提供体制強化加算 | 39 |
| 65 | サービス種類相互の算定関係 | 41 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第2項  越谷市暴力団  排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第3条第5項 |
|  | ※　令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-Termare  Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | |
| 2  訪問看護の基本方針 | 訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第63条 |
| 3  介護予防  訪問看護の  基本方針 | 介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例第63条 |
| 第3　人員に関する基準 | | | |
|  | 【用語の定義】 |  |  |
|  | 【常勤】 |  |  |
|  | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として扱うことを可能とします。  　　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問看護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。  〔事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数〕  【週 　　 時間】 |  | 平11老企25  第二の2の(3) |
|  | ※　人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
|  | 【専ら従事する・専ら提供に当たる】  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。  　　この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25  第二の2の(4) |
|  | 【常勤換算方法】  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  　　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問看護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が看護師等と訪問介護員等を兼務する場合、看護師等の勤務延時間数には、看護師等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  | 平11老企25  第二の2の(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
| 4  看護師等  の員数  ★ | 事業所ごとに置くべき看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数のうち、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）は、常勤換算方法で2.5人以上配置していますか。  ※事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数  ：　【週 　　 時間】 | いる  いない  該当なし | 条例第64条  第1項第1号 |
|  | ※　看護師等の資格は次のいずれかに定める者とします。  　ア　保健師、看護師又は准看護師（そのうち1名は常勤であること。）  　イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 |  |  |
|  | ※　勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定は以下のとおりとします。  　ア　前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）  　イ　当該看護師等によるサービス提供の実績がない事業所については、確実に稼働できる時間として勤務表に明記された時間数（実態と乖離したものでないこと。） |  | 平11老企25  第三の三の1(1)①ロ |
|  | ※　管理者が看護師等を兼務する場合、常勤換算2.5人の内数とします。ただし、他の事業所の管理者及び従業者を兼ねる場合は、その時間を常勤換算時間数から除いてください。 |  |  |
|  | ※　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置してください。（配置しないことも可能です。） |  | 平11老企25  第三の三の1(1)①ハ |
|  | ※　訪問看護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問看護の事業と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業における人員等の基準を満たすことをもって、訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例  第64条第4項 |
|  | ※　訪問看護事業者が複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問看護の事業と看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、看護小規模多機能型居宅介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 条例  第64条第5項 |
| 5  介護予防  訪問看護の  人員基準  ★ | 介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護の事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例  第64条第3項 |
| 6　管理者  ★ | ①　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第65条第1項 |
|  | ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  　ア　当該訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合  　イ　当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合  　ウ　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合併設入所施設の看護業務（管理業務を含む）は管理者の業務に支障があると考えられます。） |  | 平11老企25  第三の三の1(2)① |
|  | ②　管理者は、保健師又は看護師ですか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第65条第2項 |
|  | ※　管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと市長に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとします。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければなりません。 |  | 平11老企25  第三の三の1(2)③ |
|  | ③　管理者は、適切な訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者ですか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第65条第3項 |
|  | ※　管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。 |  | 平11老企25  第三の三の1(2)④ |
| 第4　設備に関する基準 | | | |
| 7  設備及び  備品等 | ①　訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は専用の区画を設けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第66条第1項 |
| ※　当該訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えありません。 |  | 平11老企25  第三の三の2(1)① |
|  | ※　当該訪問看護ステーションが他の事業を行う場合、業務に支障のないときは、訪問看護を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  |  |
|  | ②　事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の三の2(1)② |
|  | ③　訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を確保し、特に手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備に配慮していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第66条第2項 |
|  | ※　それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |  | 平11老企25  第三の三の2(1)③ |
| 8  介護予防  訪問看護の  設備基準 | ※　介護予防訪問看護事業者が訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問看護の事業と訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問看護事業における設備及び備品等の基準（上記1の①～③）を満たすことをもって、介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例  第66条第3項 |
| 第5　運営に関する基準 | | | |
| 9  内容及び手続きの説明及び同意  ★ | ①　サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第8条第1項) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　看護師等の勤務体制  　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制 等 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(2)） |
|  | ※　同意は、利用者及び訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか（この場合において、当該指定訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。）。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第8条第2項) |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 |  | 条例第78条準用(第8条第3項) |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  | 条例第78条準用(第8条第4項) |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち指定訪問看護事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 |  | 条例第78条準用(第8条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 |  | 条例第78条準用(第8条第6項) |
| 10  提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第9条)  平11老企25準用(第三の一の3(3)） |
| ※　要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |
| ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |
| 11  サービス  提供困難時の対応 | 利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第67条 |
| 12  受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第11条第1項) |
| ★ | ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第11条第2項) |
| 13  要介護認定の申請に係る援助 | ①　要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第12条第1項) |
|  | ②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第12条第2項) |
| 14  心身の状況等の把握  ★ | 訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第13条) |
| 15  居宅介護支援事業者等との連携  ★ | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第68条第1項 |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第68条第2項 |
| 16  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。  　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第15条)  介護保険法  施行規則  第64条各号 |
| 17  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  ★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第16条) |
| 18  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第17条)  平11老企25準用(第三の一の3(8)） |
| ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。 |  |
| 19  身分を証する書類の携行 | 看護師等に、身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第18条) |
|  | ※　当該証書等には、当該訪問看護ステーションの名称、看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |  | 平11老企25準用  (第三の一の3(9)） |
| 20  サービスの  提供の記録  ★ | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第19条第1項) |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(10)①) |
|  | ※　記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。  　ア　訪問看護の提供日  　イ　サービスの内容  　ウ　保険給付の額  　エ　その他必要な事項 |  |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第19条第2項)  平11老企25準用(第三の一の3(10)②) |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 |  |  |
| 21  利用料等の受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第69条第1項 |
|  | ※　法定代理受領サービスとして提供される訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 |  | 平11老企25  第3の三の3(2)  (参照第3の一の3(11)①,③,④) |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額及び訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第69条第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の訪問看護の費用の額の間に不合理な差異を設けてはいけません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(2)② |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる訪問看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(2)  (参照第3の一の3(11)②) |
|  | ア　利用者に、当該事業が訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。  　ウ　会計が訪問看護の事業の会計と区分されていること。 |  |  |
|  | ③　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第69条第3項 |
|  | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 |  | 平11老企25  第3の三の3(2)  (参照第3の一の3(11)③) |
|  | ④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第69条第4項 |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 法第41条第8項 |
| 22  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第21条) |
| 23  訪問看護の基本取扱  方針 | ①　訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第70条第1項 |
| ②　訪問看護事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第70条第2項 |
| 24  介護予防  訪問看護の基本取扱  方針 | ①　介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第75条第1項 |
| ※　利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問看護計画に沿って行うこととしたものです。 |  | 平11老企25  第四の三の3(1)① |
|  | ②　介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第75条第2項 |
|  | ※　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。 |  | 平11老企25  第四の三の3(1)⑤ |
|  | ③　介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第75条第3項 |
|  | ※　介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 |  | 平11老企25  第四の三の3(1)② |
|  | ④　介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第75条第4項 |
|  | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 |  | 平11老企25  第四の三の3(1)④ |
|  | ⑤　介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第75条第5項 |
| 25  訪問看護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第71条第1号 |
| ※　訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行うなど、その改善に努めてください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(3)② |
|  | ②　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第71条第2号 |
|  | ※　利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(3)③ |
|  | ③　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第71条第3号 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。 |  | 平11老企25 第三の三の3(3)④ |
|  | ④　サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第71条第4号 |
|  | ⑤　特殊な看護等を行っていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第71条第5号 |
|  | ※　医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(3)⑤ |
| 26  介護予防  訪問看護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第1号 |
| ★ | ※　介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにしてください。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)① |
|  | ②　看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。）は、上記①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第2号 |
|  | ③　介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第3号 |
|  | ④　看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第4号 |
|  | ※　介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに訪問させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。  　　また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)② |
|  | ⑤　看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第5号 |
| ⑥　サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び上記②に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第6号 |
|  | ⑦　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第7号 |
|  | ⑧　サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第8号 |
|  | ⑨　特殊な看護等を行っていませんか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第9号 |
|  | ⑩　看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第10号 |
|  | ⑪　看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第11号 |
|  | ⑫　介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第12号 |
|  | ⑬　看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出していますか。 | いる  いない  該当なし | 予防条例  第76条第13号 |
|  | ※　⑩～⑬は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものです。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)④ |
|  | 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載します。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書（当該計画書を予防基準条例において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととします。 |  |  |
|  | 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとします。 |  |  |
|  | また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。 |  |  |
|  | ⑭　介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めるものとします。 |  | 平11老企25  第四の三の2(2)⑥ |
| 27  主治の医師との関係 | ①　訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第72条第1項 |
|  | ※　管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行ってください。  　　なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(4)① |
|  | ②　サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書（指示書）で受けていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第72条第2項 |
|  | ※　訪問看護の利用対象者は、その主治医が訪問看護の必要性を認めたものに限ります。訪問看護事業者は、サービスの提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければなりません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(4)② |
|  | ③　訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第72条第3項 |
|  | ※　指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとします。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI:Healhcare Public KeyInfrastructure）による電子署名を施してください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(4)④ |
|  | ※　看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(4)⑤ |
| 28  訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 ★ | ①　看護師等（准看護師を除く。以下この項において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第1項 |
| ②　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第2項 |
|  | ※　看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載してください。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案してください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(5)② |
|  | ③　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第3項 |
|  | ※　看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。 |  | 平11老企25  第三の三の3(5)③ |
|  | ④　看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第4項 |
|  | ※　訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければなりません。  　　なお、交付した訪問看護計画書は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(5)⑤ |
|  | ⑤　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第5項 |
|  | ※　看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。  　　なお、第70条に規定する報告書（訪問看護報告書）は、訪問の都度記載する記録とは異なり主治医に定期的に提供するものをいいます。 |  | 平11老企25  第三の三の3(5)⑦ |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することにに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 |  | 平11老企25  第三の三の3(5)⑧ |
|  | ⑥　管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第73条第6項 |
|  | ⑦　居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の三の3(5)⑪ |
|  | ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。 |  |  |
| 29  同居家族に対する訪問看護の禁止 | 看護師等にその同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第74条 |
| 30利用者に関する市町村への通知 | 訪問看護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  　ア　正当な理由なしに訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第26条) |
| ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |
| 31  緊急時等  の対応  ★ | 看護師等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第75条 |
| 32  管理者の  責務 | ①　訪問看護事業所の管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第55条第1項) |
|  | ②　訪問看護事業所の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第55条第2項) |
| 33  運営規程  ★ | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第76条 |
|  | ※運営規程には、次の事項を定めるものとします。  　ア　事業の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　ウ　営業日及び営業時間  　エ　訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額  　オ　通常の事業の実施地域  　カ　緊急時等における対応方法  　キ　個人情報の取扱い  　ク　虐待の防止のための措置に関する事項  　ケ　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(19)① |
|  | ※　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問看護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(19)② |
|  | ※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(19)③ |
|  | ※　クの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） |  | 第三の一の3(19)⑤ |
| 34  勤務体制の  確保等 | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条第1項) |
| ★ | ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(10)② |
|  | ②　当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条第2項) |
|  | ※　看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはなりません。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(21)② |
|  | ※　当該事業所の看護師等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指します。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(21)② |
|  | ※　指定訪問看護を担当する医療機関においては、事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にしてください。 |  | 第三の三の3(10)② |
|  | ③　看護師等の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条第3項) |
|  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(21)③ |
|  | ④　適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条第4項) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(21)④ |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(21)④ |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいとされています。 |  |  |
| 35  業務継続計画の策定等  ★ | 1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条の2第1項) |
|  | ※　指定訪問看護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 |  | 平11老企25  第三の三の3(6)  (参照第三の二の3(7)①) |
|  | なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 |  | 平11老企25  第三の三の3(6)  (参照第3の二の3(7)②) |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  | ②　看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 |  | 平11老企25  第3の三の3(6)  (参照第3の二の3(7)③) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第31条の2第3項) |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 平11老企25  第3の三の3(6)  (参照第3の二の3(7)④) |
| 36  衛生管理等★ | ①　看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第32条第1項)  労働安全衛  生法第66条 |
|  | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |  |
|  | ②　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第32条第2項) |
|  | ※　看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える等対策を講じてください。 |  | 平11老企25  第三の三の3(7)  (参照第三の一の3(23)①) |
|  | ※　手洗所等に従業者共用のタオルを設置している場合、そのタオルを感染源として感染拡大のおそれがありますので、共用タオルは使用しないでください。 |  |  |
|  | ③　指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第32条第3項) |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  | 平11老企25  第3の三の3(7)  (参照第3の二の3(8)②) |
|  | (1)　指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例  第32条第3項 |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |  | 平11老企25  第3の三の3(7)  (参照第3の二の3(8)②イ) |
|  | 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | (2)　当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第32条第3項) |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  　　　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 |  | 平11老企25  第3の三の3(7)  (参照第3の二の3(8)②ロ) |
|  | (3)　当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第32条第3項) |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　訪問看護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 |  | 平11老企25  第3の三の3(7)  (参照第3の二の3(8)②ハ) |
|  | なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 |  |  |
|  | 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  |  |
| 37  掲示 | 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第33条第1項) |
|  | ※　指定訪問看護事業者は、運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問看護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(24)① |
|  | イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　ロ　看護師等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護師等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問看護事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 |  | 条例第78条準用  (第33条第2項)  平11老企25準用第三の一の3(24)② |
| 38  秘密保持等★ | ①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第34条第1項) |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |  |  |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第34条第2項) |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(25)②） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第34条第3項) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(25)③) |
| 39  広告  ★ | 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第35条) |
| 40  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条  準用(第36条) |
| 41  苦情処理  ★ | ①　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第37条第1項) |
|  | ※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(28)① |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第37条第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 |  | 平11老企25準用(第三の一の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(28)②） |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第37条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第37条第4項) |
|  | ⑤　提供したサービスの内容に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第37条第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第37条第6項) |
| 42  地域との  連携等 | ①　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第38条第1項) |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(29)① |
|  | ②　指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第38条第2項) |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 |  | 平11老企25準用  第3の一の3(29)② |
| 43  事故発生時  の対応 | ①　サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第39条第1項) |
| ★ | ※　サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(30)① |
|  | ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第39条第2項) |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |  |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 |  | 平11老企25準用  第三の一の3(30) |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用(第39条第3項) |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企25準用第三の一の3(30)② |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 平11老企25準用第三の一の3(30)③ |
| 44  虐待の防止  ★ | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第39条の2) |
|  | ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 |  | 平11老企25  第3の三の3(8)  (参照第3の一の3(31)) |
|  | 〇虐待の未然防止  　　指定訪問看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　指定訪問看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |
|  | ①　当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第39条の2第1号) |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |  | 平11老企25  第3の三の3(8)  (参照第3の一の3(31)①) |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第39条の2第2号) |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　指定訪問看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25  第3の三の3(8)  (参照第3の一の3(31)②) |
|  | ③　当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第39条の2第3号) |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 |  | 平11老企25  第3の三の3(8)  (参照第3の一の3(31)③) |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第39条の2第4号) |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　指定訪問看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平11老企25  第3の三の3(8)  (参照第3の一の3(31)④) |
| 45  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第78条準用  (第40条) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  　　　（平成12年3月10日 老計第8号）  　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  　　　（平成13年3月28日 老振発第18号）  　ウ　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発第0329第1号） |  | 平11老企25準用第三の一の3(32) |
| 46  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない  該当なし | 条例第77条 |
|  | ②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間（ア及びエに掲げる記録にあっては5年間）保存していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ア　基準条例第72条第2項に規定する主治の医師による指示の文書  　イ　訪問看護計画書  　ウ　訪問看護報告書  　エ　基準条例第19条第2項（基準第19条2項）に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  　オ　基準条例第26条（基準第26条）に規定する市町村への通知に係る記録  　カ　基準条例第37条第2項（基準第36条第2項）に規定する苦情の内容等の記録  　キ　基準第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。また、訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存で差し支えありません。 |  | 平11老企25  第三の三の3(9) |
| 47  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。 |  | 平11老企25  第5の2 |
|  | ⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  |  |
|  | ⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
| 第6　業務管理体制の整備 | | | |
| 48  法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。  　◎届出年月日　〔　　　　年　　　月　　　日〕  　◎届出先　　　　〔　　　　　　　　　　　　　　〕  　◎法令遵守責任者　職名　〔　　　　　　　　　　〕  氏名　〔　　　　　　　　　　〕 | いる  いない  該当なし | 法  第115条の32  第1項  第2項 |
|  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容  ◎事業所等の数が20未満  ・整備届出事項：法令遵守責任者  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等  ◎事業所等の数が20以上100未満  ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要  ◎事業所等の数が100以上  ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  | 施行規則  第140条の39 |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| 49  訪問看護費の算定（訪問看護ステーションの場合）  （介護予防も同様） | ①　通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ⅰ012に掲げる精神科訪問看護・指導表をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。）に対して、その主治の医師が交付した文書による指示及び訪問看護計画書に基づき、事業所の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が訪問看護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1  （介護予防は略。以下同じ） |
|  | 〔厚生労働大臣が定める疾病等〕  　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  | 平27厚労告94  第四号 |
|  | ※　訪問看護費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護費を算定できるものです。加えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。 |  | 平12老企36  第二の4(1) |
|  | ※　訪問看護費は、訪問看護ステーションにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付（2か所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護の場合は各訪問看護ステーションごとに交付）された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定します。  ※　20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものです。  　　したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む設定とすることとします。 |  | 平12老企36  第二の4(2)  平12老企36  第二の4(3)① |
|  | なお、20分未満の訪問看護は、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能です。 |
|  | ※　訪問看護は在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。そのため、次のような取扱いとして行います。 |  | 平12老企36  第二の4(3)② |
|  | (1)　前回提供した訪問看護からおおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算するものとします。 |  | 平12老企36  第2の4(3)  ②（1） |
|  | (2)　1人の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合には、当該訪問看護の所要時間を合算することとします。  　　なお、当該訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、当該訪問看護費は、准看護師による訪問看護費を算定します。 |  | 平12老企36  第2の4(3)  ②（2） |
|  | (3)　1人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定できます。 |  | 平12老企36  第2の4(3)  ②（3） |
|  | (4)　なお、1人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断することとします。 |  | 平12老企36  第2の4(3)  ②（4） |
|  | ※　末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しません。 |  | 平12老企36  第二の4(6) |
|  | ※　精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護（以下、「精神科訪問看護」という。）の利用者については、医療保険の給付の対象となるものであり、同一日に介護保険の訪問看護費を算定することはできません。  　　なお、月の途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の訪問看護に変更、又は介護保険の訪問看護から医療保険の精神科訪問看護に変更することは可能であるが、こうした事情によらず恣意的に医療保険と介護保険の訪問看護を変更することはできません。 |  | 平12老企36  第二の4(7) |
|  | ②　所要時間20分未満の場合の単位数については、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1 |
| ※　居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問する場合については、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定します。  　　また、居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師ではなく准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(8)① |
|  | ※　居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合については理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。  　　また、居宅サービス計画上、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士ではなく准看護師が訪問する場合については、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(8)② |
|  | ③　訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護（以下「理学療法士等」という。）を行った場合は、1回につき293単位（介護予防は283単位）を算定していますか。  　　また、理学療法士等が1日に2回を超えて訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定していますか。(介護予防は100分の50) | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注1 |
|  | ※1　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。  　　　なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為に限ります。 |  | 平12老企36  第二の4(4)① |
|  | ※2　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(4)② |
|  | ※3　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1 日2回を超えて（3回以上）行う場合には1回につき所定単位数の100分の90(介護予防は100分の50)に相当する単位数を算定する。なお、当該取扱いは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して3回以上訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に2回、午後に1回行った場合も、同様である。  （例）1日の訪問看護が3回である場合の訪問看護費  1回単位数×（90／100）×3回  (介護予防は1回単位数×(50／100)×3回) |  | 平12老企36  第二の4(4)③ |
|  | ※4　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、適切に訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書（以下、「計画書」という。）及び訪問看護報告書（以下、「報告書」という。）は、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。  　　　また、主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に記載するものとし、報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第二の4(4)④ |
|  | ※5　複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成してください。 |  | 平12老企36  第二の4(4)⑤ |
|  | ※6　計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行ってください。 |  | 平12老企36  第二の4(4)⑥ |
|  | ※7　※6における、訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去2月間（歴月）において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいいます。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいいます。 |  | 平12老企36  第二の4(4)⑦ |
| 50  同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（介護予防も同様） | （1）　訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問看護事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注6 |
| （2）　指定訪問看護事業所における1月当たり利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
| ① [同一敷地内の建物等の定義]  「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。  　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問看護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。 |  | 平12老企36  第二の4(12)  準用（2（14）①） |
|  | ②　[同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義]  ア　「訪問看護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該訪問看護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36  第二の4(12)  準用（2（14）②イ） |
|  | イ　この場合の「利用者数」は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。  　　　　この場合、「1月間の利用者の数の平均」は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。  　　　　　この「平均利用者数の算定」に当たっては、少数点以下を切り捨るものとします。 |  | 平12老企36  第二の4(12)  準用（2（14）②ロ） |
|  | また、当該指定訪問看護事業所が、介護予防訪問看護と一体的な運営をしている場合、介護予防訪問看護の利用者を含めて計算すること。 |  |  |
|  | ③　当該減算は、訪問看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。  　　具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 |  | 平12老企36  第二の4(12)  準用（2（14）③） |
|  | （同一敷地内建物等に該当しないものの例）  　・　同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合  　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 |  |  |
|  | ④　①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該訪問看護事業所の訪問看護事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平12老企36  第二の2(14)④ |
|  | ⑤（同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義）  ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問看護事業所の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 |  | 平12老企36  第二の2(14)⑤ |
|  | イ　この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとします。 |  |  |
| 51  早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い  （介護予防も同様） | ①　夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注3 |
| ②　また、深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとします。  　　なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。  　　また、20分未満の訪問の場合についても、同様の取扱いとします。 |  | 平12老企36  第二の4(9)  準用（2（11）） |
| 52  複数名訪問  加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注4 |
|  | 〔複数名訪問加算（Ⅰ）〕 |  |  |
|  | （1）　複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 | □ |  |
|  | （2）　複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 | □ |  |
|  | 〔複数名訪問加算（Ⅱ）〕 |  |  |
|  | （1）　看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 | □ |  |
|  | （2）　看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　同時に複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。  　イ　利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合  　ロ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  　ハ　その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合 |  | 平27厚労告94  第五号 |
|  | ※　2人の看護師等又は1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合の複数名訪問加算は、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護師等（うち1人が看護補助者の場合も含む。）が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。 |  | 平12老企36  第二の4(10)① |
|  | ※　複数名訪問加算（Ⅰ）において訪問を行うのは、両名とも看護師等であることとし、複数名訪問加算（Ⅱ）において訪問を行うのは、訪問看護を行う1人が看護師等であり、同時に訪問する1人が看護補助者であることを要します。 |  | 平12老企36  第二の4(10)② |
|  | ※　複数名訪問加算（Ⅱ）における看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問いませんが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があるものとします。 |  | 平12老企36  第二の4(10)③ |
| 53  1時間30分以上の訪問看護を行う場合 | 訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合であって、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注5 |
| （介護予防も同様） | 〔厚生労働大臣が定める状態〕  　次のいずれかに該当する状態  　ア　医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者等指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態  　イ　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  　ウ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態  　エ　真皮を越える褥瘡の状態  　オ　点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |  | 平27厚労告94  第六号 |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP（National Pressure Ulcer of Advisory Panel）分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう。 |  | 平12老企36  第二の4(11)①  準用（2（17）④） |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、 態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む） 発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護記録書に記録すること。について訪問看護記録書に記録すること。 |  | 平12老企36  第二の4(11)①  準用（2（17）⑤） |
|  | ※　「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要であとは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かる旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施していつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。 |  | 平12老企36  第二の4(11)①  準用（2（17）⑥） |
|  | ※　当該加算については、保健師又は看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定するものとします。 |  | 平12老企36  第二の4(11)② |
| 54  訪問看護費の算定（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合） | ①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護事業所の看護師等が、訪問看護を行った場合、1月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注2 |
| 〔厚生労働大臣が定める施設基準〕  　連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を市長に届け出ている訪問看護事業所であること。 |  | 平27厚労告96  第三号 |
| ②　准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注2 |
|  | ③　保健師、看護師又は准看護師が利用者（要介護状態区分が要介護5である者に限る。）に対して訪問看護を行った場合は、1月につき800単位を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ④　1人の利用者に対し、一の訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定していませんか。 | いる  いない  該当なし |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をしていることが必要です。 |  | 平12老企36  第二の4(5)① |
|  | ※　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は月額定額報酬ですが、次のような場合には次のような取扱いとします。  (1)　月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間（訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで）に対応した単位数を算定する（以下「日割り計算」という。）こととします。  (2)　月の途中に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定します。  (3)　月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合は日割り計算により算定します。  (4)　月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態（利用者等告示第4号）となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(5)② |
| 55  中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合は、訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注9 |
| （介護予防も同様） | ※　中山間地域等居住者加算対象地域は春日部市(宝珠花)等です。 |  | 平21厚労告83二 |
|  | ※　当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。 |  | 準用  (平12老企36第二の2(17)) |
|  | ※　当該加算は、所定単位数の5％加算としていますが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含みません。 |  | 平12老企36  第二の4(15) |
| 56  緊急時訪問看護加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき574単位を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注10 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 |  | 平27厚労告95第七号 |
|  | ※　緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算します。 |  | 平12老企36  第二の4(16)① |
|  | ※　緊急時訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとします。  　　なお緊急時訪問看護加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できません。 |  | 平12老企36  第二の4(16)② |
|  | ※　当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90）を算定します。この場合、居宅サービス計画の変更を要します。  　　なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できます。 |  | 平12老企36  第二の4(16)③ |
|  | ※　緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。  　　このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認を行ってください。 |  | 平12老企36  第二の4(16)④ |
|  | ※　訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。  　　なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとします。 |  | 平12老企36  第二の4(16)⑤ |
| 57  特別管理  加算  （介護予防も同様） | 訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算していますか。（いずれかの加算のみの算定です。） | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注11 |
| （1）　特別管理加算（Ⅰ） | □ |  |
| （2）　特別管理加算（Ⅱ） | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める区分〕  (1)　特別管理加算（Ⅰ）  　次の状態にある者に対して訪問看護を行う場合  　　医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 |  | 平27厚労告94第七号 |
|  | (2)　特別管理加算（Ⅱ）  　次のいずれかの状態にある者に対して訪問看護を行う場合  　ア　医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態  　イ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態  　ウ　真皮を越える褥瘡の状態  　エ　点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |  |  |
|  | ※　特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出てください。 |  | 平12老企36  第二の4(17)① |
|  | ※　特別管理加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定するものとします。  　　なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。 |  | 平12老企36  第二の4(17)② |
|  | ※　特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。  　　なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられます。 |  | 平12老企36  第二の4(17)③ |
|  | ※「真皮を越える褥瘡の状態」とは、NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3，D4若しくはD5に該当する状態をいいます。 |  | 平12老企36  第二の4(17)④ |
|  | ※　「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む。）について訪問看護記録書に記録してください。 |  | 平12老企36  第二の4(17)⑤ |
|  | ※　「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいいます。 |  | 平12老企36  第二の4(17)⑥ |
|  | ※　点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録してください。 |  | 平12老企36  第二の4(17)⑦ |
|  | ※　訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行ってください。 |  | 平12老企36  第二の4(17)⑧ |
| 58  ターミナル  ケア加算 | 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注12 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　イ　ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。  　ロ　主治の医師との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。  　ハ　ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 |  | 平27厚労告95第八号 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める状態〕  　次のいずれかに該当する状態  　イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態  　ロ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 |  | 平27厚労告94第八号 |
|  | ※　ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 |  | 平12老企36  第二の4(18)① |
|  | ※　ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。  　　なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下「ターミナルケア加算等」という。）は算定できません。 |  | 平12老企36  第二の4(18)② |
|  | ※　一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定することとします。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。 |  | 平12老企36  第二の4(18)③ |
|  | ※　ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければなりません。  　ア　終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録  　イ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録  　ウ　看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 |  | 平12老企36  第二の4(18)④ |
|  | なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。 |  |  |
|  | ※　ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとします。 |  | 平12老企36  第二の4(18)⑤ |
|  | ※　ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めてください。 |  | 平12老企36  第二の4(18)⑥ |
| 59  主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い | ①　訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合について、訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注13 |
| （①は介護予防も同様） | ※　利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しません。  　　なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の4(19) |
|  | ②　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合について、訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設又は介護医療院の医師を除く。）が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注14 |
| 60  初回加算 | 訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合は、1月につき300単位を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3のニ |
| （介護予防も同様） | ※　本加算は、（新規の利用者又は）利用者が過去2月間（暦月）において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(21) |
| 61  退院時共同指導加算  （介護予防も同様） | 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、600単位を加算していますか。  　ただし、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3のホ |
|  | この場合の当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。  　また、退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12老企36  第二の4(22)① |
|  | ※　2回の当該加算の算定が可能である利用者（厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能です。 |  | 平12老企36  第二の4(22)② |
|  | ※　複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認してください。 |  | 平12老企36  第二の4(22)③ |
|  | ※　退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません。（特別な管理を必要とする利用者の場合を除く。） |  | 平12老企36  第二の4(22)④ |
|  | ※　退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記載してください。 |  | 平12老企36  第二の4(22)⑤ |
| 62  看護・介護  職員連携  強化加算 | 訪問看護事業所が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録又は同法附則第20条第1項の登録を受けた訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り250単位を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3のヘ |
|  | ※　当該加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。  　　なお、訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録してください。 |  | 平12老企36  第二の4(23)① |
|  | ※　当該加算は、訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算します。 |  | 平12老企36  第二の4(23)② |
|  | ※　当該加算は訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能です。 |  | 平12老企36  第二の4(23)③ |
| ※　訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、居宅サービス計画上に位置づけられた訪問看護費を算定します。 |  | 平12老企36  第二の4(23)④ |
|  | ※　当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できません。 |  | 平12老企36  第二の4(23)⑤ |
| 63  看護体制  強化加算 | 訪問看護ステーションの場合及び病院又は診療所の場合について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3のト |
|  | ※　介護予防訪問看護については、100単位 |  |  |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 |  |  |
|  | イ　看護体制強化加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　550単位 | □ |  |
|  | ロ　看護体制強化加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　200単位 | □ |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  イ　看護体制強化加算（Ⅰ）  (1)　指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる  いない  該当なし | 平27厚労告95  第九号 |
|  | (一)　算定日が属する月の前6月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、介護保険の緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　算定日が属する月の前6月間において、事業所における介護保険の利用者の総数のうち、介護保険の特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (三)　算定日が属する月の前12月間において、事業所における介護保険のターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (四)　当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　指定訪問看護事業者が、指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあっては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。 |  |  |
|  | (2)　指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあっては、(1)(一)から(三)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。(介護予防は(1)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。) | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　看護体制強化加算（Ⅱ）  (1)　指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　イ(1)(一)、(二)及び(四)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (二)　算定日が属する月の前12月間において、事業所における介護保険のターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあっては、イ(1)(一)及び(二)並びにロ(1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合していること。 | いる  いない  該当なし |  |
| 〔経過措置・改正告示附則第3条〕  ➀令和5年3月31日までの間は、イ⑴(四)の規定は適用しない。  　訪問看護・・・ロ⑴（一）の規定の適用については、「(二)及び(四)」とあるのは「及び(二)」とする。  ➁令和5年3月31日において当加算を算定している訪問看護ステーションが、令和5年4月1日以後に、看護職員の離職等によりイ⑴(四)に適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を市長に届け出ることにより、当該計画に定める期間を経過する日までの間は、当加算を算定することができる。 |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※　上記のイ（1）(一)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。  　ア　訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数  　イ　訪問看護事業所における実利用者の総数 |  | 平12老企36  第二の4(24)① |
|  | ※　上記のイ（1）(二)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。  　ア　訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数  　イ　訪問看護事業所における実利用者の総数 |  | 平12老企36  第二の4(24)② |
|  | ※　上記に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えます。そのため、上記に規定する割合の算出において、利用者には、当該訪問看護事業所を現に利用していない者も含むことに留意してください。  　　具体的な算出方法については、平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A(Vol.1)（平成30年3月23日）問10を参照してください。 |  | 平12老企36  第二の4(24)③ |
|  | ※　看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月(暦月)の平均を用いることとする。なお、当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合(100分の54を下回った場合)には、その翌月から看護体制強化加算を算定できないものとし、1割の範囲内で減少した場合(100分の54以上100分の60未満であった場合)には、その翌々月から当該加算を算定できないものとすること(ただし、翌月の末日において100分の60以上となる場合を除く。)。 |  | 平12老企36  第二の4(24)④ |
|  | ※　看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該訪問看護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得てください。 |  | 平12老企36  第二の4(24)⑤ |
|  | ※　看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。 |  | 平12老企36  第二の4(24)⑥ |
|  | ※　看護体制強化加算を算定するに当たっては、上記のイ（1）(一)、イ（1）(二)及びイ(1)(四)の割合並びにイ(1)(三)及びロ(1)(二)の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければなりません。  　　なお、その割合及び人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。  　（介護予防は上記のイ(1)(三)及びロ(1)(二)の人数については該当しません。） |  | 平12老企36  第二の4(24)⑦ |
|  | ※　看護体制強化加算は、訪問看護事業所の利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行うこと。 |  | 平12老企36  第二の4(24)⑧ |
| 64  サービス  提供体制  強化加算  （介護予防も同様） | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い訪問看護ステーションの場合及び病院又診療所の場合については、1回につき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3のチ |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。(介護予防は(1)のみ)  (1)　訪問看護ステーションの場合又は病院又診療所の場合  　　(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　6単位  　　(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　3単位  (2)　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合  　　(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　50単位  　　(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　25単位 |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚労告95  第十号 |
|  | (1)　事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  　次のいずれにも適合すること。 |  |
|  | (1)　イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | いる  いない  該当なし |
| (2)　当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
| ※　研修について  　　　看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)①) |
|  | ※　会議の開催について  　　「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加するものでなければなりません。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録　しなければなりません。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。  　　また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)②) |
|  | ※　上記の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。  　・利用者のADLや意欲  　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望  　・家族を含む環境  　・前回のサービス提供時の状況  　・その他のサービス提供に当たって必要な事項 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)②) |
|  | ※　健康診断等について  　　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)③) |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。  　　ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものです。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)④) |
|  | ※　上記のただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。  　　なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)⑤) |
|  | ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)⑥) |
|  | ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)⑦) |
|  | ※　同一の事業所において、介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |  | 平12老企36  第二の4（25）  準用（3(9)⑧) |
| 65  サービス  種類相互の  算定関係 | ①　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第8条第15項第1号に該当するものに限る。）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表3の注15 |
|  | ※　介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日については、厚生労働大臣が定める状態（利用者等告示第6号）にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者に限り、訪問看護費を算定できることとします。なお、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）においても同様です。 |  | 平12老企36  第二の4(20) |
| （介護予防） | ②　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費を算定していませんか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表3の注12 |
|  | ※　介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)及び医療機関を退院した日については、第2の1の(3)に関わらず、厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示七十七号において準用する第六号を参照のこと。)にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日の介護予防訪問看護が必要であると認めた利用者に限り、介護予防訪問看護費を算定できることとする。 |  | 留意事項  第2の3(18) |
|  | ③　指定介護予防訪問看護ステーションの場合で理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき)について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算していますか。 | いる  いない  該当なし | 平18厚労告127  別表3の注13 |
|  | ※　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から5単位減算する。なお、入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。また、本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであること。 |  | 留意事項  第2の3(19) |